

野田市農業委員会総会会議録（第11回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年11月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
4番	川辺茂	5番	筑井正
6番	古谷文夫	7番	齊藤和夫
8番	石塚正夫	9番	染谷美佐夫
10番	針ヶ谷久翁	11番	鳩貝直子
12番	宇佐見稔久		

〈農地利用最適化推進委員〉

1番	岡田輝雄	2番	瀬能良一
3番	中島清忍	4番	藤井文男
5番	飯塚正明	6番	栗原英雄
7番	野口寛	8番	山田教明
9番	渡野邊信廣	10番	越川定男
11番	後藤和久	12番	逆井智
13番	須賀茂	14番	知久清治

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

報告第6号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第11回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、病気のため、13番、吉岡清美委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

12番 宇佐見 稔久 委員

1番 石山 幹雄 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で1484平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、遠隔地のため、作付けが困難なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、11月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、議案第2号申請番号1番から5番については染谷委員、議案第1号申請番号4番から8番、議案第2号申請番号6番から8番については石塚委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について染谷委員から報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字中高野の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で646平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため農業経営が困難なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で777平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農地を相続したが農業をしないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、今上字五尺道下の畑1筆で遊休農地から再生中で保全管理されている農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑5筆で2811方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は、高齢により農業の作業が困難となってきたため、譲受人は、農業経営の規模を拡大し経営の安定をはかるためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和4年10月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、関宿台町字西一の畑5筆で肥培管理されている農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号5番から8番は関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 2ページをご覧ください。

議案第1号申請番号5番から8番についてご説明いたします。
申請地は、田4筆で3924平方メートル畑3筆で1553平方メートル合計5477平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲受人は農業経営の規模を拡大するため、譲渡人は、5番から7番は、人手不足により農業経営の規模を縮小するため、8番は高齢により農業経営の規模を縮小するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和4年10月25日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号5番から8番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の田2筆と平成の田2筆、畑3筆で全て水田として耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明並びに現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番から2番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番から2番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1297平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第2号申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砕石を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番から2番の説明をする前に、申請番号1番から5ページの8番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番から4番については、関連があるので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番から4番についてご説明いたします。

3ページから4ページをご覧ください

申請地は、畑4筆で3527平方メートルの内532平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第2号申請番号3番から4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

転用内容は、砕石を敷き整地して車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に安全鋼板やフェンスを設置します。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書及び預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で67平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第2号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、砕石を敷き、整地し車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲はフェンスで囲まれております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書及び預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で832平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号7番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

申請地は、畑2筆で329.44平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地及び道路用地です。

令和4年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、建物周りだけ約20センチメートル盛土し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、上水は新規で引き込み、排水は浄化槽を通して既設の枡へ接続し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺農地は親族所有なので影響はない計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローン事前審査書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆で 2841 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 4 年 10 月 24 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 2 号申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。
計画内容は、整地し太陽光発電施設を整備する計画となっております。
給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号67番を除く1番から120番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農用地利用集積計画について」の一般についてご説明いたします。

6ページから12ページをご覧ください。

野田市長より令和4年10月31日付けで、令和4年度第7次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

3年10ヶ月の賃借権設定が畑1筆で839平方メートル

4年3ヶ月の賃借権設定が畑2筆で1657平方メートル

5年の賃借権設定が畑14筆で7378平方メートル、田3筆で2507平方メートル

10年の賃借権設定が畑92筆で62324.83平方メートル、田7筆2076平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「一般」の67番を除く1番から120番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

議長交代になります。

齊藤委員よろしくお願ひいたします。

議長代理 野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長代理 議案第3号「一般」の67番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農用地利用集積計画について」の67番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

10年の賃借権設定が畑1筆で1401平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長代理 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「一般」の67番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

議長交代になります。

〇〇委員よろしくお願ひいたします。

議長 齊藤委員ありがとうございました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第4号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

1番から8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 「中間管理」の1番から8番についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

野田市長より令和4年10月31日付けで、令和4年度第7次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが

10年の賃借権設定が田3筆で798平方メートル、畑5筆で1285平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第4号1番から8番についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

野田市長より令和4年10月27日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 先ほどの議案第3号の農地利集積計画の中の、株式会社〇〇の事務所と、今回の第4号と同じ方で住所が違いますが、これどういう理由ですか。

第3号は大阪府、第4号は中戸になっています。

通常は個人の場合は住所は1ヶ所ですね。

事務局 中戸は支店で本社は大阪府のため、第4の住所を大阪府に修正します。

議案第4号1番から8番について、借受者の住所を議案第3号21番の住所に訂正お願いします。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の「中間管理」及び議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、5件受理しております。

次に4ページから6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、10件受理しております。

次に7ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、13件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第6号 軽微な農地改良の届出については、1件提出がありました。

以上です。

議長 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、2番については許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

1番については、委員が現地調査を行っております。

調査にあたった齊藤委員より報告をお願いします。

齊藤委員 報告第5号登記官照会の番号1番について報告します。

令和4年10月12日に私と飯塚推進委員、渡野邊推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅用地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長

—運営委員会の報告—

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 50 分)